

公 示

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

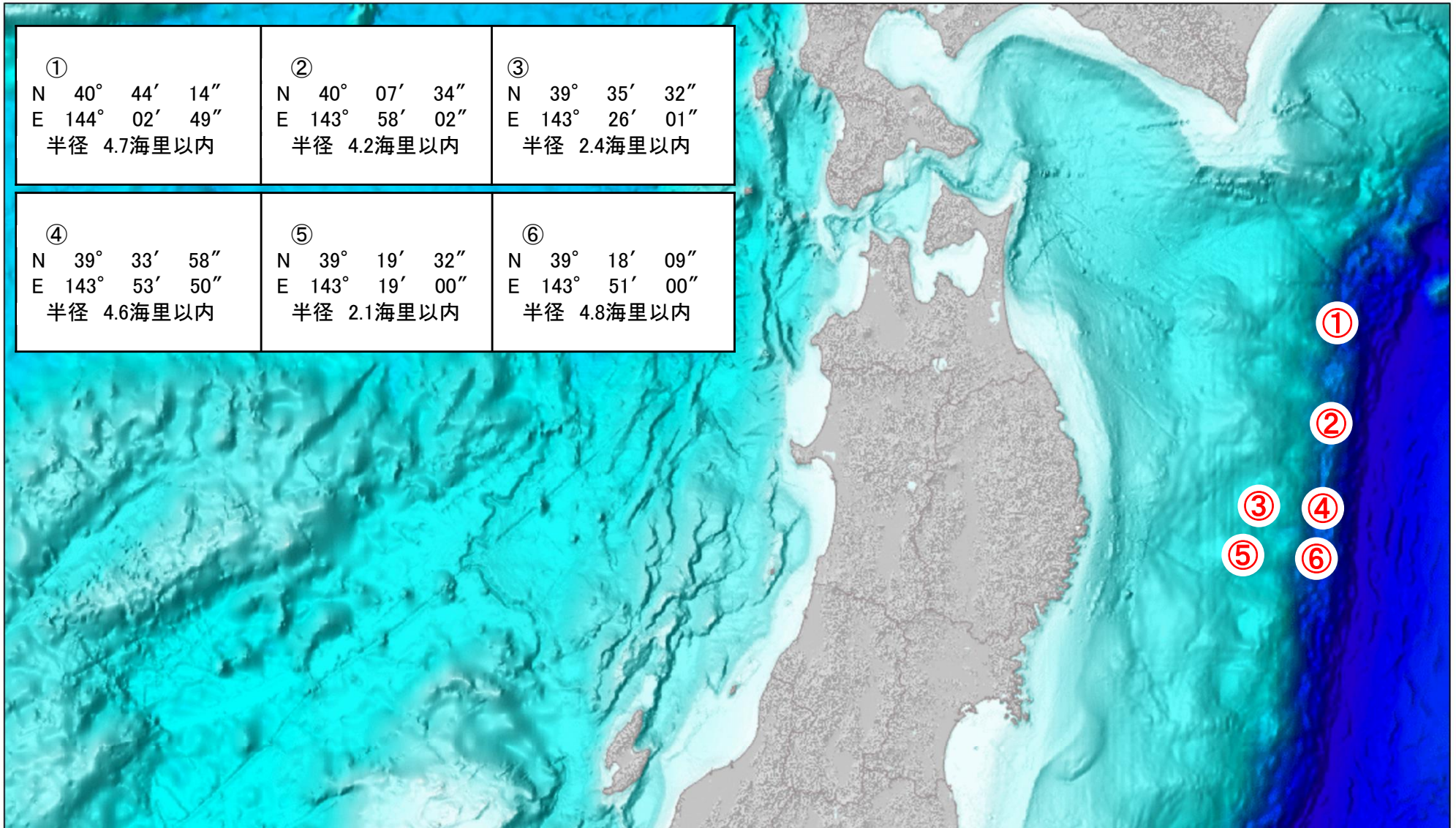
令和8年5月18日

海上保安庁長官

瀬口 良夫（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - (1) 名 称 海上保安庁海洋情報部
 - (2) 住 所 東京都千代田区霞が関3-1-1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - (1) 区 域 日本海溝（別添付図）
 - (2) 期 間 令和8年5月25日から令和9年3月31日まで
- 3 水路測量の実施方法
GNSS測位装置、音響測距装置等による海底地殻変動観測
- 4 航行船舶に対する安全措置
測量船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚する。

調査区域



○:水路測量を実施する区域

100km
60nm